平成17年10月1日 訓令第80号

改正 平成 1 8年 1 2月 7 日訓令第 6 1号 平成 1 9年 1 0月 1 日訓令第 4 5号 平成 2 1年 3月 3 1日訓令第 2 3号 平成 2 3年 3月 2 4日訓令第 1 1号 平成 2 4年 1 0月 2 3日訓令第 6 4号 平成 2 6年 3月 2 7日訓令第 2 3号 平成 3 1年 2月 2 0日訓令第 5号 令和元年 1 2月 2 5日訓令第 1 9 4号

(趣旨)

第1条 市が行う建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託、清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払い(以下「工事等」という。)の契約締結に関する事務は、ふじみ野市契約規則(平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「契約規則」という。)、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成17年ふじみ野市規則第61号。以下「参加資格規則」という。)及びふじみ野市指名業者選定委員会規程(平成17年ふじみ野市訓令第45号。以下「委員会規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めに従い、事務の適正化及び迅速化を図るものとする。

(平18訓令61·一部改正)

(入札依頼等)

第2条 各部(ふじみ野市行政組織条例(平成17年ふじみ野市条例第7号)第 1条第1項に規定する部及び同条第2項に規定する秘書室並びにふじみ野市会 計管理者の補助組織設置規則(平成17年ふじみ野市規則第11号)第1条第 1項に規定する会計課をいう。)の長は、所管事務のうち設計金額又は予定支 出額が契約規則第17条第1項各号を超え、かつ、地方自治法施行令(昭和2 2年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当 しない工事等(売払いを除く。)の必要が生じたときは、起工、執行又は購入 等の決裁を受けた後、工事請負、印刷業務、修繕業務及び業務委託にあっては 入札執行依頼書(様式第1号)に、物品購入にあっては物品購入依頼書(様式 第2号)に別に定める必要書類を添付の上、契約主管部長に提出しなければな らない。

(平18訓令61・平19訓令45・平23訓令11・平24訓令64・ 平26訓令23・平31訓令5・一部改正)

(指名業者選定の依頼)

第3条 契約主管部長は、委員会規程第2条第1号に該当する前条の依頼を受け

たときは、委員会規程第6条第2項に定める指名業者選出依頼書を作成し、市 長決裁の後、ふじみ野市指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。) に対し指名業者選定に関する審議の請求手続を行うものとする。

(平24訓令64·平31訓令5·一部改正)

(指名業者の要件)

第4条 指名業者として選定することができる者は、参加資格規則第3条により 入札に参加できる者とする。

(平18訓令61・全改、平24訓令64·一部改正)

(指名業者として選定することができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定することができないものとする。
 - (1) ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成22年ふじみ野市告示第250号) に基づく入札参加停止期間中である者
 - (2) ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成18年ふじみ野市告示第284号) に基づく入札参加除外期間中である者
 - (3) ふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱(令和元年告示第194 号)に基づく入札参加制限の措置を受けている者
 - (4) ふじみ野市工事成績評定要綱(平成18年ふじみ野市告示第25号)及び ふじみ野市委託業務成績評定規程(平成18年ふじみ野市訓令第59号)に 基づく過去の成績が極めて低いと認められる者
 - (5) 過去2年間の年間平均完成工事高又は受注実績額が当該工事等の設計額と 比較して不十分であると認められる者
 - (6) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (7) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等の不適切な下請契約があるものとして、関係行政機関等からの情報があった者
 - (8) 市発注の工事等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
 - (9) 労働関係等の問題について、労働基準局等から通報があり、これに対する 改善を行わない状態が継続している者

(平18訓令61・追加、平21訓令23・平24訓令64・一部改正) (指名業者の選定方法)

- 第6条 指名業者を選定する場合は、次に掲げる選定基準により総合的に勘案して選定するものとし、別表第1に定める基準により運用するものとする。
 - (1) 経営状況
 - (2) 技術·設備状況
 - (3) 工事等の成績状況
 - (4) 当該工事等に対する地理的条件

- (5) 手持ち工事等から見た施工・受託能力
- (6) 当該工事等の施工又は受託に対する技術的信頼性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、選定に必要と認めること。
- 2 前項の選定を行うに当たっては、特定の者に偏らないようにするものとする。
- 3 指名業者の選定数は、参加資格規則第8条に定める格付ごとにその資格を有する業者の中から、別表第2に定める数以上の業者を選定しなければならない。

(平18訓令61・追加、平24訓令64・一部改正)

(市内業者の選定)

- 第7条 指名業者の選定については、市内業者を育成するため、次により選定することができるものとする。
 - (1) 選定委員会が選定する指名業者の年間総数のうち、市内業者の数が3分の 1を超えるようにすること。
 - (2) 設計金額又は予定支出額が300万円未満の工事は、特別の場合を除き、市内業者のみを選定すること。
 - (3) 設計金額又は予定支出額が50万円未満の物品の購入については、特別の場合を除き、市内業者のみを選定すること。

(平18訓令61・旧第5条繰下・一部改正、平31訓令5・一部改正) (指名業者選定後の措置)

第8条 契約主管部長は、選定委員会において指名業者が選定されたときは、選定委員会から報告された審議結果報告に対する市長の指示を待って、速やかに入札を行わなければならない。この場合において、入札の期日は、その公正を期するため選定委員会の会議の期日後、少なくとも10日以後に定めなければならない。

(平18訓令61・旧第6条繰下、平31訓令5・一部改正)

(適用除外)

第9条 ふじみ野市都市政策部指名業者選定委員会要綱(平成17年ふじみ野市 訓令第48号)の規定により契約の締結に関する事務を行うときは、第2条、 第3条及び前条の規定は、適用しない。

(平31訓令5・追加)

附則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第61号)

この訓令は、平成18年12月7日から施行する。

附 則(平成19年訓令第45号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第23号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第64号)

この訓令は、平成24年10月23日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第23号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令の規定によってした手続その他の行為は、改正後の訓令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年訓令第 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後のふじみ野市指名業者選定要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に指名通知した指名競争入札から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市指名業者選定要綱の規定により指名通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係) 入札執行依頼書 年 月 日 部長 様 長 工事 下記の修繕を実施するに当たり、指名業者選定及び入札の執行を依頼します。 業務 記 1 工事名、修繕名又は業務名 2 工事場所、修繕場所又は履行場所 3 予算科目 (款) (項) (目) (節) 4 予 算 額 円のうち当該事業に係る予算額 円 円(5 設計金額又は予定支出額 円) 6 工期又は履行期間 着工予定 年 月 日 月 完成予定 年 日 7 添付書類 (1) 仕様書(特記仕様書を含む) (2) 設計額積算内訳書

(3) 事業執行伺い決裁済み起案書の写し

担当 課 内線

(備考) 「5 設計金額又は予定支出額」欄の()には、消費税額を加算し た額を記入すること。

物品購入依賴書

年 月 日 部長 様 長 下記の物品を購入するに当たり、指名業者選定及び入札の執行を依頼します。 記 1 物品名 2 数 量 3 予算科目 (款) (項) (目) (節) 4 予 算 額 円のうち当該事業に係る予算額 円 5 設計金額又は予定支出額 円 (円) 年 月 日まで 6 納品期日 (契約締結日から 日以内) 7 納品場所 8 添付書類 (1) 仕様書(特記仕様書を含む) (2) 設計額積算内訳書(定価及び定価に対する値引き率も併せて記入するこ (لے (3) カタログの写し (4) メーカー又は規格等を指定する際は、その旨の理由書 (5) 事業執行伺い決裁済み起案書の写し

(備考) 「5 設計金額又は予定支出額」欄の()には、消費税額を加算した額を記入すること。

担当 課

内線

別表第1 (第6条関係)

(平18訓令61・追加、平26訓令23・一部改正)

指名業者選定基準

選定基準項目	運用基準
経営状況	・経営状況の健全性
技術・設備状況	・技術者の資格及び人数
	・舗装プラント施設、建設副産物処理施設、再生施設等の当該
	工事等に係る建設関係施設等の保有
工事等の成績状	・過去一定期間における工事成績又は委託業務成績
況	・優秀工事又は設計等の表彰等の実績
当該工事等に対	・本店又は営業所等の所在地と工事場所との距離
する地理的条件	
手持ち工事等か	・技術者数及び当該工事等と同種の手持ち量から見た当該工事
ら見た施工・受託	等の施工・受託能力
能力	
当該工事等の施	・過去一定期間における当該工事等と同種の工事等についての
工又は受託に対	施工・受託実績の状況
する技術的信頼	
性	
安全管理の状況	・安全対策等の現場管理の成績
	・安全管理の状況が特に優良であることによる表彰等の実績
	· 建設業労働災防止協会加入実績
	・県、市発注の工事等についての過去一定期間における死亡事
	故等の発生状況
労働福祉の状況	・建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等との
	退職金共済契約の締結状況
その他	・過去一定期間における入札参加停止又は建設業法(昭和24
	年法律第100号)等の違反処分の状況
	・過去一定期間の指名回数及び契約実績との比較
	・契約及び入札参加時における注意事項等の違反状況
	・格付と当該工事等の規模との関連性
	・同一格付内における施工・受託能力
	・営業の実績

別表第2 (第6条関係)

(平18訓令61・旧別表・一部改正)

業者の格付	発注の標準となる選定業者数							
	建築工事	土木工事	舗装工事	管工事	電気工事	その他		

A級	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	
B級	8	8	8	8	8	
C級	6	6	6	6	6	
D級	4	4	4	4	4	

様式第1号(第2条関係) (平31訓令5・追加) 様式第2号(第2条関係)

(平31訓令5・追加)